

『國學院大學 人間開発学研究』第8号原稿募集

1 応募資格（『國學院大學 人間開発学研究』投稿規程に基づく）

國學院大學人間開発学会の正会員である國學院大學人間開発学部所属の専任教員（教授、准教授、講師、助教、助手、資料室助手、専門研究員等）、学生会員（本学部学生）、賛助会員のほか、本誌編集委員会が特に認めた者。

2 執筆申込（エントリー）方法

下記の①～⑤の項目に記入の上、**平成28年7月31日（日）**までに、編集委員長・藤田大誠宛（E-mail:fudita (a) kokugakuin. ac. jp）に連絡すること。

- ①所属、職位、氏名
- ②原稿の種類（学術論文、研究ノート、資料紹介、書評等）
- ③題目（タイトル）※仮題目で可
- ④予定分量（図表等含め上限20000字、英文は上限10000語、その他の言語も同じ）
- ⑤縦書き、横書き、言語の種類

3 原稿提出方法（『國學院大學 人間開発学研究』投稿規程に基づく）

原稿提出の締め切り **平成28年11月7日（月）〔厳守〕**

- ・ 著者名、論題と英文タイトル、約400字の和文要旨（もしくは約200語の英文要旨）、5つのキーワードを記載の上、電子データ（CD-R、USBメモリ、Eメール添付ファイル等）により完全原稿を編集委員会（編集委員長・藤田大誠）宛に提出すること。詳細については、「投稿規程」第七条（投稿要領）を参照。なお、原稿作成に当たっては、編集委員会が配布するテンプレートを使用すること。原稿提出の際には、「國學院大學学術情報リポジトリ登録・公開許諾書」（エントリー後に配布）を添付すること。
- ・ 投稿原稿の掲載可否は編集委員会の審議により決定する。学術論文（及び研究ノート）については、編集委員会が選定した査読者（各学術論文に対し2名、研究ノート1名）による厳正な査読を経た上で編集委員会の審議により掲載可否、原稿種類を決定する。
- ・ 執筆者による校正は初校1回とし、再校以降は編集委員会が行う。校正段階での大幅な変更や書き加えは認められない。また各校正の期限は、随時、編集委員会が指定する。
- ・ 掲載に対する謝礼等の支払いはしない。掲載論文については、原則として抜刷30部を配布する。抜刷の追加分については執筆者の実費負担とする。

『國學院大學 人間開発学研究』編集委員会
（人間開発学部紀要編集委員会）
藤田大誠〔委員長〕・長田恵理・植原吉朗・夏秋英房

○『國學院大學 人間開発学研究』投稿規程

(目的)

第一条 本規程は、國學院大學人間開発学部（以下、「本学部」という。）の紀要並びに人間開発学会（以下、「本学会」という。）の機関誌である『國學院大學 人間開発学研究』（以下、「本誌」という。）の投稿に関して必要な事項を定める。

(発行回数)

第二条 本誌は、年一回発行するものとする。

(編集委員会)

第三条 本誌の編集は、本学会の編集委員(本学部の人間開発学部紀要編集委員が兼ねる。)で構成される編集委員会（以下、「本誌編集委員会」という。）が行う。

(投稿資格)

第四条 本誌に投稿することができる者は、次に掲げる者とする。但し、依頼原稿の場合はこの限りでない。

- (1) 本学会の正会員である本学部所属の専任教員（教授、准教授、専任講師、助教、助手、資料室助手、専門研究員等）
- (2) 本学会の学生会員（本学部学生）
- (3) 本学会の賛助会員
- (4) その他、本誌編集委員会が特に認めた者

(原稿の種類)

第五条 本誌に投稿できる原稿の種類は、次に掲げるもののいずれかとする。

- (1) 学術論文
- (2) 研究ノート
- (3) 資料紹介
- (4) 書評・図書紹介
- (5) 本学会大会並びに各種研究会・シンポジウム・フォーラム・講演会・ワークショップ等の記録
- (6) 本学会並びに本学部における実践活動、事業成果等の報告
- (7) 本学会・本学部の彙報
- (8) その他

2 本誌に発表する原稿は、他の雑誌等の媒体に未発表のもの、或いは投稿されていないものに限る。

(査読と掲載の可否)

第六条 学術論文の掲載可否は、本誌編集委員会が選定した査読者による査読を経て、本誌編集委員会の審議により決定する。

2 その他の種類の投稿原稿については、本誌編集委員会の審議により掲載可否を決定する。

(投稿要領)

第七条 投稿者は、次の各号に掲げる投稿要領に従って投稿原稿を作成するものとする。

- (1) 投稿原稿は縦書き並びに横書きの完成原稿であること。
- (2) 国語（日本語）または本誌編集委員会が認める言語によるものであること。
- (3) 投稿原稿の分量は、学術論文の場合、原則として国語（日本語）では上限二万字（図表、写真、注、参考文献等を含む。）とし、他の言語でもこれと同程度の分量（英文ならば原則として上限一万語）とする。
- (4) 注や参考文献は本文の最後一括して掲載すること。
- (5) 投稿原稿は、論題と英文タイトル、著者名を記載の上、原則として電子データ（CD-R、USBメモリ、Eメール添付等）によって、原稿提出締切日までに本誌編集委員会宛てに提出するものとする。
- (6) 投稿原稿には、約四百字の和文要旨（もしくは約二百語の英文要旨）、五つのキーワードを添付するものとする。
- (7) その他、学術論文以外の原稿の分量、本誌掲載原稿の書式などの統一、投稿手続き方法については、本誌編集委員会の権限によって決定する。

2 第四条第一項第二号に掲げる者（本学会の学生会員）が投稿者の場合は、指導教員等による推薦書を添付しなければならない。

(校正)

第八条 投稿者による校正は初校のみとし、二校以降は本誌編集委員会に一任するものとする。なお、校正段階での大幅な変更や書き加えは認められない。

(抜刷)

第九条 掲載に対する謝礼等の支払いはしない。掲載された論文等については、一本につき抜刷三十部を配布する。但し、抜刷の追加分については投稿者の実費負担とする。

(著作権の許諾)

第十条 本誌に掲載された論文等の著作権は、その著作者に帰属するが、著作権のうち「複製権」及び「譲渡権」、「公衆送信権」は本誌編集委員会並びに國學院大學に許諾される。

2 投稿原稿に、投稿者以外の者が著作権を保有する著作物を使用する場合は、引用に該当する場合を除き、投稿者が当該著作物を使用することについて、当該著作物の著作者の承諾を得なければならない。

3 投稿原稿が、投稿者以外の者が創作した著作物を原著作物とする翻訳、翻案等の二次的著作物に該当するときは、投稿者が、原著作物についての使用行為について原著作物の承諾を得なければならない。

(転載)

第十一条 本誌に掲載された論文等の一部または全部を他の出版物、印刷物等に転載するときは、事前に本誌編集委員会に通知しなければならない。

(改廃)

第十二条 本規程の改廃は、本誌編集委員会の議を経て、編集委員長がこれを行う。

附則

本規程は、平成二十六年五月九日から施行する。

國學院大學学術情報リポジトリへの登録に関する御協力をお願い

本学では、本学の研究・教育活動において創作された学術成果を収集し、恒久的な電子的形態による蓄積及び保存、学内外への無償の発信、提供を行うことにより、本学の研究・教育の発展に資するとともに社会的責任を果たすため、「國學院大學リポジトリ」（通称名「Kokugakuin University Repository for Academic Information (K - R A I N)」、以下「リポジトリ」という。)を設置しております。

『國學院大學 人間開発学研究』に投稿される論文等につきまして、本学のリポジトリに登録し、ウェブ上において国内外の研究者等により利用されることとなりますので、以下について御確認の上で御投稿下さい。

1、投稿者の論文についての著作権について

『國學院大學 人間開発学研究』に掲載される論文等の著作権は、その著作者に帰属します。

但し、当該論文の著作者は、國學院大學に対して下記の使用行為について許諾いただきますようお願い致します。

- (1) 『國學院大學 人間開発学研究』に論文等を掲載し、『國學院大學 人間開発学研究』を配布する行為（複製権、譲渡権）
- (2) 『國學院大學 人間開発学研究』に掲載された論文等を電子的ファイルとして複製する行為（複製権）
- (3) 『國學院大學 人間開発学研究』に掲載された論文等を「國學院大學リポジトリ」(K - R A I N)により公開する行為（公衆送信権）

2、投稿者の論文等に含まれる著作権について

- (1) 『國學院大學 人間開発学研究』に掲載される論文が共著であるときは、共著者の全員より上記1 (1)～(3)について許諾を得た上で投稿して下さい。
- (2) 『國學院大學 人間開発学研究』に掲載される論文等が他人の著作物を利用するものであるとき(翻訳等である場合、引用の範囲を超える大幅な利用をしている場合等)は、その他人の方より上記1 (1)～(3)について許諾を得た上で投稿して下さい。

3、「國學院大學学術情報リポジトリ登録・公開許諾書」の御提出について

上記1、2について御確認いただき、投稿に際して、「國學院大學学術情報リポジトリ登録・公開許諾書」に御記入の上、原稿に添付して御提出願います。

以上